○国土交通省告示第六百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年六月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

三の沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十二年建設省告示第千五百七十六号で指定した同号十一に掲げる土地の区域を除く。）

北海道河東郡鹿追町

国有林二一二三林班　ろ小班　一号

ほ小班　二号から十五号まで

国有林二一二五林班　は小班　十六号から二十六号まで

○国土交通省告示第六百二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年六月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮下西谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県山県市大字梅原

字中村　一五四一番二　一号及び八号

一五四四番一　二号から六号まで

一五四八番二　七号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝根谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県大垣市上石津町時山

字西屋敷　二三八番一　一号

二五七番八　二号

字東屋敷　一九二番六　三号

一九三番　四号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上ノ谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県大垣市上石津町時山

字東屋敷　九六番四　一号

一〇七番　二号

一〇三番　三号

字東出　七三番　四号

七二番二　五号

八七番一　六号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

不動川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を昭和二十四年建設省告示第二百六十四号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県瑞浪市釜戸町

字裏山　一〇六九番一一八　一号から三号まで

一〇六九番一一〇　四号から七号まで

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮地大洞谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線（標柱二号と三号については、平成十九年国土交通省告示第六百三十二号及び平成二十一年国土交通省告示第二十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県下呂市宮地

字中ケ平洞　二三七〇番地先河川敷　一号

四号

二三七七番二

二三七九番一八　五号

二四八三番二　二号

字マンダ尾　二三八八番一　三号

字中ケ平

○国土交通省告示第六百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十五年六月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　明治三十一年内務省告示第八十八号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を水路敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県揖斐郡揖斐川町北方

字松尾　二二九〇番一地先水路敷　一号

二二九〇番一　二号及び三号

二二八番　四号及び五号

六号

二二八二番一　七号及び八号

二二八四番一　九号及び十号

二二八一番一　十一号及び十二号

二二八〇番五地先水路敷　十三号

二二八〇番一　十四号

二二七九番一　十五号及び十六号

二二七九番一地先水路敷　十七号

○環境省告示第五十八号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十一年三月環境省告示第十五号（海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月五日

環境大臣　石原　伸晃

別表の2の項の次に次のように加える。

3　和歌山市田倉埼から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島松帆埼から明石市朝霧川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（大阪湾）	大阪湾イ（全域。ただし、大阪湾ロ、大阪湾ハ及び大阪湾ニに係る部分を除く。）	海域生物A	イ	平成25年6月5日
	大阪湾イ（別記14の水域）	海域生物特A	イ	平成25年6月5日
	大阪湾ロ（別記15の水域）	海域生物特A	イ	平成25年6月5日
	大阪湾ハ（別記16の水域）	海域生物特A	イ	平成25年6月5日
	大阪湾ニ（別記17の水域）	海域生物特A	イ	平成25年6月5日

別表の（注）6の次に次のように加える。

6　別記14から17までに掲げる水域の範囲は、平成24年11月1日における行政区画その他の区域又は陸岸、防波堤その他のものによって表示されたものとする。

別表の（別記）の13の次に次のように加える。

14　明石市朝霧川河口左岸と同地点から南方1290mの地点（北緯34度37分57秒、東経135度0分36秒）を結ぶ線、垂水漁港西防波堤先端と同港東防波堤Ⅲ先端を結ぶ線、塩屋漁港西防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、須磨浦港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、須磨港西防波堤先端と同港南防波堤西端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤東端と同港東防波堤を結ぶ線、神戸市長田区駒ヶ林南町1－5地先の陸地の地点（北緯34度38分36秒、東経135度8分35秒）と同地点から南方6050mの地点（北緯34度35分23秒、東経135度9分20秒）を結ぶ線、水深30mの等深線及び陸岸により囲まれた海域（大阪湾イ）

15　淡路島松帆崎と同地点から北方180mの地点（北緯34度36分31秒、東経135度0分22秒）を結ぶ線、淡路市岩屋長浜北東端の防波堤（西）先端（北緯34度35分52秒、東経135度0分44秒）と岩屋港防波堤（東）先端を結ぶ線、同防波堤、同港防波堤（中）、同港防波堤(1)、岩屋漁港2号防波堤先端と同港防波堤（北）東端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤西端と同港西防波堤東端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤西端と長谷川河口右岸を結ぶ線、浦港北防波堤東端（北緯34度32分35秒、東経134度59分45秒）と同港南防波堤先端を結ぶ線、仮屋漁港（森地区）南防波堤先端と同港東防波堤南端を